

「カスタマーハラスメントに対する考え方」の策定について

東邦銀行（頭取 佐藤 稔）は、深刻な社会問題となっているカスタマーハラスメントに組織として毅然と対応し、役職員等が安心して働くことができる健全な職場環境を確保するため、「カスタマーハラスメントに対する考え方」を策定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. カスタマーハラスメントの定義

お客さまからのご意見・ご要望のうち、その内容が妥当性を欠く場合またはその妥当性に照らして手段・態様が社会通念上不相当であり、役職員等の就業環境が害されるものと定義いたします。

2. 対象となる行為

身体的な攻撃、精神的な攻撃	威圧的な言動
拘束的な行動	差別的な言動、性的な言動
役職員等個人への攻撃・要求	役職員等の個人情報等のSNSやインターネット等への投稿
正当な理由のない過度な金銭補償・謝罪の要求	各行為に準じる迷惑行為

3. カスタマーハラスメントへの取組姿勢

- (1) お客さまのご意見・ご要望に対し合理的な解決に向けた話し合いを行う等真摯に対応いたします。
- (2) 当行がその行為をカスタマーハラスメントと判断した際は、組織として毅然と対応いたします。
また、その程度が悪質な場合、必要に応じて警察・弁護士などと連携して対応するとともに、今後のお取引をお断りさせていただくことがございます。
- (3) カスタマーハラスメントに関する役職員等向けの相談・報告体制を整備するとともに、カスタマーハラスメントに関する知識・対処方法を周知・啓発いたします。
- (4) カスタマーハラスメント被害にあった役職員等のケア、フォローに努めてまいります。



東邦銀行グループでは、『サステナビリティ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

カスタマーハラスメントに対する考え方

はじめに

東邦銀行はお客さま第一主義に徹し、社会課題の解決を通じ持続可能な社会の実現に貢献できるよう、パーパス「すべてを地域のために」、ビジョン「地域社会に貢献する会社へ」を経営理念に掲げております。

その実現のためには、役職員等が安心して働くことができる健全な職場環境の確保とお客さまとの良好な関係の構築が不可欠と考え、カスタマーハラスメントに対する考え方を策定いたしました。

今後ともお客さまから頂くご意見に真摯に向き合いサービスの提供に取り組んでまいりますので、当行の取組姿勢に対しご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

カスタマーハラスメントの定義

お客さまからのご意見・ご要望のうち、その内容が妥当性を欠く場合またはその妥当性に照らして手段・態様が社会通念上不相当であり、役職員等の就業環境が害されるものと定義いたします。

対象となる行為

- ▶ 身体的な攻撃、精神的な攻撃(暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言)
- ▶ 威圧的な言動(土下座の要求)
- ▶ 拘束的な行動(不退去、居座り、監禁、何度も同じ説明をさせる・要求する)
- ▶ 差別的な言動、性的な言動
- ▶ 役職員等個人への攻撃・要求
- ▶ 役職員等の個人情報等のSNSやインターネット等への投稿(写真、音声、映像)
- ▶ 正当な理由のない過度な金銭補償・謝罪の要求
- ▶ 上記各行為に準じる迷惑行為

カスタマーハラスメントへの取組姿勢

- ▶ お客さまのご意見・ご要望に対し合理的な解決に向けた話し合いを行う等真摯に対応いたします。
- ▶ 当行がその行為をカスタマーハラスメントと判断した際は、組織として毅然と対応いたします。また、その程度が悪質な場合、必要に応じて警察・弁護士などと連携して対応するとともに、今後のお取引をお断りさせていただくことがございます。
- ▶ カスタマーハラスメントに関する役職員等向けの相談・報告体制を整備するとともに、カスタマーハラスメントに関する知識・対処方法を周知・啓発いたします。
- ▶ カスタマーハラスメント被害にあった役職員等のケア、フォローに努めてまいります。

以上